



し 知っとる？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

へいせい ねん がつ にち しこう
～平成28年4月1日から施行されました～

わたし しゃかい ひと く
私たちの社会には、さまざまな人が暮らしています。

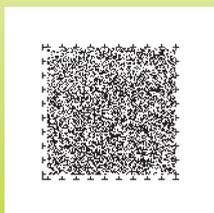
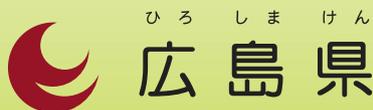
そして、だれ おな せいかつ けんり も
誰もが同じように生活する権利を持っています。

しかし、しょうがい ひと さべつ しょうへき けんりりえき しんがい
障害のある人は、差別や障壁によって権利利益が侵害されることがあります。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん もくてき せいいてい
障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

ひろしまけん しょうがい ひと ひと とも い しゃかい
広島県は、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざします。



このパンフレットには、め ぶじゆう かた しょうほうていきょう もくてき おんせい ちょうふ おんせい いち ふ
このパンフレットには、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。また、音声コードの位置が触れて
わかるように切り込みを入れています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふうとう さべつ てきとりあつか 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と ごうりてきはいりよ さべつ 「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。

ふうとう さべつ てきとりあつか 「不当な差別的取扱い」ってなに？

せいとう りゆう しょうがい ていきょう きよひ せいげん
正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限
をすることです。

せいとう りゆう ばあい とりあつか きやっかんてき み せいとう もくてき もと おこな
※正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、
もくてき て え い ばあい こべつ じあん はんたん
その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

ごうりてきはいりよ 「合理的配慮」ってなに？

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ う せいげん げんいん
障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる
しゃかいてきしょうへき と のぞ しょうがい ひと たい こべつ じょうきょう おう おこな はいりよ
社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮
のことです。

じぎょう もくてき じつげんかのうせい ひようふたん ようそ ごうりよ たいわ そうごりかい つう かじゅう
※事業の目的、実現可能性、費用負担など、さまざまな要素を考慮し、対話による相互理解を通じて、過重
ふたん はんい たいおう
な負担とならない範囲で対応します。

ふうとう さべつ てきとりあつか ぎょうせいきかん みんかんじぎょうしゃ かいしゃ みせ きんし
不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も民間事業者（会社やお店など）も禁止されます。
また、ぎょうせいきかん かなら ごうりてきはいりよ みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりよ
行政機関は必ず合理的配慮をしなければなりません。民間事業者は合理的配慮をす
るよう努力することになっています。

| く ぶん 区 分 | ぎょうせいきかん やくしょ 行政機関 (役所) | みんかんじぎょうしゃ かいしゃ みせ 民間事業者 (会社、お店など) |
|-------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| ふうとう さべつ てきとりあつか 不当な差別的取扱い | きん し 禁 止 | きん し 禁 止 |
| ごう り て き はい りよ 合理的配慮 | ほうてき ぎ む 法的義務 | どりよく ぎ む 努力義務 |

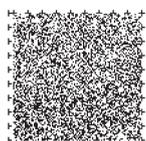
かいしゃ みせ てきせつ たいおう くに ひつよう たいおうししん じぎょうぶんや さだ
会社やお店などが適切に対応するために、国は必要な対応指針を事業分野ごとに決めました。
また、たいおう ぎょうせいきかん ほうこく もと さべつ しどう
また、どんな対応をしたか、行政機関に報告するよう求められたり、差別をしないように指導、
かんこく
勧告されることがあります。

しゃかいてきしょうへき 社会的障壁とは？

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく うえ しょうがい ひと しょうへき
日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなことです。

- れい ● 街なかに段差があると、車いすは進めなくなります。
かんじ ● 漢字ばかりの書類だと理解しづらい人がいます。

ほか りよう せいど せんざい かんこう へんけん
※この他にも、利用しづらい制度、潜在する慣行、偏見などさまざまです。



しょうがい ひと ひと
障害のある人にも、さまざまな人がおられます。
 しょうがいしゃさべつかいしょうぼう たいしょう しょうがいとくせい しょうかい
ここでは、障害者差別解消法の対象となる障害特性を紹介します。

視覚障害とは しかくしょうがい
 なん げんいん しきのう しょうがい
 何らかの原因によって視機能に障害があることで、
 まった み ばあい み ばあい
 全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。
 なお、見えづらい場合の中には
 ● さいぶ わ 分からない ● ひかり 光がまぶしい ● くら 暗いところでは見えにくい
 ● み はんい せま 見える範囲が狭い ● とくてい いろ わ 特定の色が分かりにくい などの症状があります。



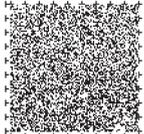
聴覚・言語障害とは ちょうかく げんごしょうがい
 ちょうかくしょうがい おと まった き
 聴覚障害とは、音などが全く聞こえないか、または聞こえにくいことをいいます。また先天性のものと、
 せんてんせい じ こ びょうき とちゅう き ちゅうとしつちょう
 事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴とがあります。
 げんごしょうがい ことば りかい ひょうげん こんなん げんごきのう しょうがい はつおん はつせい
 言語障害には、言葉の理解や表現が困難な言語機能の障害と、発音や発声だけがうまくできない音声機能の障害とがあります。また、
 おんせいきのう しょうがい ちょうかくしょうがい げんごしょうがい ちょうぶく
 聴覚障害と言語障害が重複することもあります。

盲ろう(視覚と聴覚の重複障害)とは もう しかく ちょうかく ちょうぶくしょうがい
 視覚と聴覚の両方に障害があります。

肢体不自由とは したいふじゆう
 じ こ てあし そんしょう こし くび
 事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、
 のう けっかん せんしょう う せんてんせい しっかん しょう じょうし
 脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・
 かし まひ けつそん などにより、ある 物の 持ち運びなど日常の
 どうさ しせい いじ ふじゆう びょうき じ こ のう そんしょう う
 動作や姿勢の維持が不自由になります。病気や事故で脳に損傷を受けた
 ばあい ことば ふじゆう きおくりよく ていか ともな
 場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。



高次脳機能障害とは こうじのうきのうしょうがい
 てんらく こうつうじこ のうがいしょう のうしゅつけつ のうこうそく
 転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞、クモ
 まくかしゅつけつ のうそっちゅう のうえん のう しょう にんちめん
 膜下出血などの脳卒中、脳炎など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面の
 しょうがい
 障害のことをいいます。
 のう
 脳にダメージを受けると、コミュニケーションをとる、必要な情報に集中する、記憶する、
 けいさん けいかく た かんじょう あいて きも りかい
 計算する、計画を立てる、感情をコントロールする、相手の気持ちを理解するな
 ど、
 にんちめん もんだい お にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ むずか
 認知面に問題が起こり日常生活や社会生活が難しくなっていることがあり
 ます。



内部障害とは

内部機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」、
「呼吸器機能」、じんぞうきのう「腎臓機能」、ぼうこう「膀胱・直腸機能」、しょうちようきのう「小腸機能」、かんぞうきのう「肝臓機能」、ヒト
免疫不全ウイルス (HIV) による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

知的障害とは

発達期に何らかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない
状態であること及び社会生活への適応に困難があることをいいます。
主な特徴は、「ことばを使う」、「記憶する」、「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかり
ます。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやりとりにはすばやく対応することが困難な
場合があります。

発達障害とは

発達障害の特性には、次のようなものがあり、重複して現れるこ
とや知的な遅れを伴うこともあります。

| | |
|------------------|---|
| 自閉症 | ことばの発達の遅れ、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、こだわり |
| アスペルガー症候群 | 基本的に言葉の発達の遅れはない、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、興味・関心のかたよ り、不器用（言語発達に比べて） |
| 注意欠陥多動性障害 (ADHD) | 不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動する（考えるよりも先に動く） |
| 学習障害 (LD) | 「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手 |

発達障害の原因についてはまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障害と考えられています。保護者の育て方や本人の努力不足が原因で起こるものではありません。

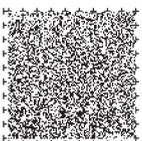
精神障害とは

統合失調症や気分障害（躁うつ病）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽快していきます。

難病とは

発病の仕組みが明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものと定められています。

また、根本的な治療は困難であるものの、適切な療養や自己管理を続けることで通常に近い生活を送ることができるようになります。



ふとう さべつてきとりあつかい 合理的配慮の具体例 (生活の場面別)

ぎょうせいきかん 行政機関など

ふとう さべつてきとりあつかい れい 【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- ✖ イベントなどにおいて、電動車いすでの入場を認めない



合理的配慮の例

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける



がっこう 学校など

ふとう さべつてきとりあつかい れい 【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 学校への入学出願の受理、受験、入学、授業の受講、研究指導、実習などの校外教育活動、入寮、式典参加などについて、拒否したり、正当な理由のない条件を付加する
- ✖ 試験などにおいて合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける



合理的配慮の例

- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT（情報通信技術）機器などを活用する
- 運動会で、休憩室を設置し、暑さ対策などで利用する
- 受講科目を選択する際、学生相談室や学部担当教員と連携して、適切な選択となるよう個別に支援・指導を行う



びょういん ふくししせつ 病院・福祉施設など

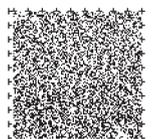
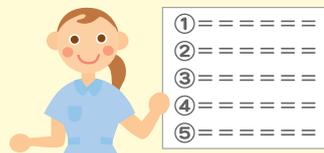
ふとう さべつてきとりあつかい れい 【不当な差別的取扱いの例】

- ✖ 病院受診の際に、手話通訳の同伴を拒否する
- ✖ 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける



合理的配慮の例

- 車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 治療において、治療の手順を表にして見通しを示す



交通（鉄道、バス、タクシーなど）

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 身体障害者補助犬の同伴を理由に乗車を拒否する
- ✕ 障害を理由として、乗車を拒否する



【合理的配慮の例】

- 遅延情報について、音声案内だけでなく、電光掲示を行う（鉄道）
- 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う（バス）



住まい

【不当な差別的取扱いの例】

- ✕ 障害を理由として、物件の仲介を拒否する
- ✕ 障害を理由とした誓約書の提出を求める



【合理的配慮の例】

- 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を分かりやすく案内する
- 障害のある人の求めに応じてバリアフリー物件などがあるかを確認する



銀行など

【合理的配慮の例】

- 自筆が困難な障害のある人からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する

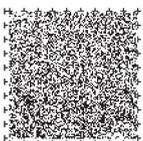
- 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字などで示したコミュニケーションボードを用意する
- 取引、相談などの手段を、非対面の手段を含めて複数用意する

小売店など

【合理的配慮の例】

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する

- 障害のある人に配慮した駐車場について、健全者が利用することのないよう注意を促す
- 男子トイレ・女子トイレの表示を大きくし、色で識別する
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙などに書く、絵カードを活用するなどして示すようにする



いんしょくてん 飲食店など

【不当な差別的取扱いの例】

- × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- × 障害を理由として、入店や宿泊を拒否する
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする



【合理的配慮の例】

- 段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げなどの補助をする
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- 車いす使用を事前に伝えてもらい、出入りがしやすい場所のテーブルを準備する

さいがいじ 災害時

【合理的配慮の例】

- 災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備などを用意したりする

- 館内放送を文字化したり、電光掲示板、手書きのボードなどを用いて分かりやすく案内し誘導する
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声などがある場合、緊張を緩和するため、当該障害のある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する

かいせいしょうがいしゃこようそくしんぽう へいせい ねん がつ にち しこう 改正障害者雇用促進法が平成28年4月1日から施行されました!

<改正のポイント>

1 雇用の分野における差別的取扱いの禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用の分野において、障害を理由とする差別が禁止されます。

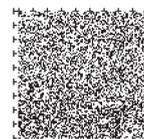
2 雇用の分野における合理的配慮の提供義務

募集・採用時、採用後において、合理的配慮を提供する義務があります。

3 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助

事業主は障害のある労働者からの相談に対応するために相談窓口の設置など必要な体制を整備しなければなりません。また、苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図るよう努める必要があります。

※お近くのハローワークにお問い合わせください。



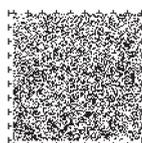
しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん そうだんまどぐち
障害者差別解消法に関する相談窓口

| けん しちょうめい 県・市町名 | たん どう か 担当課 | しょ ざい ち 所在地 | でん わ 電 話 | ファックス F A X |
|----------------------|-------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ひろしま けん 広島県 | しょうがいしゃしえんか 障害者支援課 | ひろしましなかくもとまち 広島市中区基町10-52 | 082-513-3157 | 082-223-3611 |
| ひろしま し 広島市 | かくか そうだんか ※各課で相談可 | ひろしましなかくこくたいしまいちちようめ 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 | 082-504-2147 しょうがいふくしか (障害福祉課) | 082-504-2256 しょうがいふくしか (障害福祉課) |
| くれ し 呉市 | しょうがいふくしか 障害福祉課 | くれしちゅうおうよんちようめ 呉市中央四丁目1-6 | 0823-25-3523 | 0823-25-2522 |
| たけはら し 竹原市 | けんこうふくしか 健康福祉課 | たけはらしちゅうおうごちようめ 竹原市中央五丁目1-35 | 0846-22-7743 | 0846-23-0140 |
| みはら し 三原市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | みはらしみなとまちさんちようめ 三原市港町三丁目5-1 | 0848-67-6060 | 0848-64-2130 |
| おのみち し 尾道市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | おのみちしくほいちちようめ 尾道市久保一丁目15-1 | 0848-38-9124 | 0848-37-7260 |
| | いんのしまふくしか 因島福祉課 | おのみちしいんのしまはぶちよう 尾道市因島土生町7-4 | 0845-26-6210 | 0845-22-8615 |
| ふくやま し 福山市 | かくか そうだんか ※各課で相談可 | ふくやましひがしざくらまち 福山市東桜町3-5 | 084-928-1062 しょうがいふくしか (障がい福祉課) | 084-927-0294 しょうがいふくしか (障がい福祉課) |
| ふちゅう し 府中市 | ちいきふくしか 地域福祉課 | ふちゅうしふかわちよう 府中市府川町315 | 0847-43-7148 | 0847-45-3206 |
| みよし し 三次市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | みよししとおかいちなかにちようめ 三次市十日市中二丁目8-1 | 0824-65-2051 | 0824-62-6285 |
| | しょうがいしゃしえん 障害者支援センター | みよししとおかいちひさんちようめ 三次市十日市東三丁目14-1 | 0824-65-1131 | 0824-65-1132 |
| しょうばら し 庄原市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | しょうばらしなかほんまちちちようめ 庄原市中本町一丁目10-1 | 0824-73-1210 | 0824-75-0245 |
| おおたけ し 大竹市 | ふくしか 福祉課 | おおたけしおがたいちちようめ 大竹市小方一丁目11-1 | 0827-59-2146 | 0827-57-7185 |
| ひがしひろしま し 東広島市 | しょうがいふくしか 障害福祉課 | ひがしひろしましさいじょうさかえまち 東広島市西条栄町8-29 | 082-420-0180 | 082-420-0181 |
| はつがいち し 廿日市市 | しょうがいふくしか 障害福祉課 | はつがいちししもへらいちちようめ 廿日市市下平良一丁目11-1 | 0829-30-9152 | 0829-31-1999 |
| あきたかた し 安芸高田市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | あきたかたしよしだちようよしだ 安芸高田市吉田町吉田791 | 0826-42-5615 | 0826-42-2130 |
| えたじまし 江田島市 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | えたじましおおがきちちようおおばら 江田島市大柿町大原505 | 0823-43-1638 | 0823-57-4432 |
| ふちゅう ちょう 府中町 | ふくしか 福祉課 | あきぐんふちゅうちようおどおりさんちようめ 安芸郡府中町大通三丁目5-1 | 082-286-3161 | 082-283-5775 |
| かい 田 ちょう 海田町 | しゃかいふくしか 社会福祉課 | あきぐんかいたちちようかみいち 安芸郡海田町上市14-18 | 082-823-9207 | 082-823-9627 |
| くまの ちょう 熊野町 | みんせい 民生課 | あきぐんくまのちようなかみぞいつちようめ 安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 | 082-820-5635 | 082-855-0155 |
| さか ちょう 坂町 | みんせい 民生課 | あきぐんさかちようへいせい はまいつちようめ 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 | 082-820-1505 | 082-820-1521 |
| あきおおたちちよう 安芸太田町 | ふくしか 福祉課 | やまがたくんあきおおたちちようおおざしものごうち 山県郡安芸太田町大字下殿河内236 | 0826-25-0250 | 0826-22-0686 |
| きたひろしまちよう 北広島町 | ふくしか 福祉課 | やまがたくんきたひろしまちようありだ 山県郡北広島町有田1234 | 050-5812-1851 | 0826-72-5242 |
| おおさきかみじちよう 大崎上島町 | ふくしか 福祉課 | とよたぐんおおさきかみじちようきのえ 豊田郡大崎上島町木江4968 | 0846-62-0301 | 0846-62-0304 |
| せら ちょう 世羅町 | ふくしか 福祉課 | せらくんせらちようおおあざほんごう 世羅郡世羅町大字本郷947 | 0847-25-0072 | 0847-25-0070 |
| じんせきこうげんちよう 神石高原町 | ふくしか 福祉課 | じんせきぐんじんせきこうげんちようこばたけ 神石郡神石高原町小島2025 | 0847-89-3335 | 0847-85-3394 |



ひろしまけん うんどう すいしん くわ らん
 広島県では、あいサポート運動を推進しています。詳しくは、HPをご覧ください。

広島県 あいサポート運動 検索



へんしゅう ほんこう
 編集・発行

へいせい ねん がつ ほんこう
 平成29年4月発行
 ひろしまけんけんこうふくしきょくしょうがいしゃしえんか
 広島県健康福祉局障害者支援課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

でんわ
 電話: 082-513-3157 FAX: 082-223-3611